

入 札 公 告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年8月6日

宮城県遠田郡美里町長 相澤 清一



- 1 条件付一般競争入札に付する事項
- (1) 物 品 名

令和8年度美里町浄水場緩速用ろ過砂購入
- (2) 納 入 場 所

遠田郡美里町青生字中ノ橋124
- (3) 納 入 期 限

令和8年11月30日
- (4) 物品等概要

緩速用ろ過砂 90 m³
- (5) 支 払 条 件

一括払い
- (6) 予 定 価 格

事後公表
- (7) 最低制限価格

設定しない。
- (8) 入 札 方 法

条件付一般競争入札（入札後審査郵送方式）

- 2 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項
- 令和7・8年度美里町入札参加資格の承認を受けている業者で下記の条件を満たしていること。

登録業種	水道事業機器又は建設資材	
事業所の所在地に関する条件	宮城県内に本社（本店）又は支店（営業所）を有すること。	
業務実績等に関する条件	過去10年間に国（独立行政法人を含む。）、地方公共団体等が運営する地方公営企業が発注した水道用ろ過材（ろ過砂）を納入した実績を有すること。	
その他の条件	・別紙、本業務仕様書に示すとおり。 ・入札後審査郵送方式条件付一般競争入札公告共通事項に示すとおり。	

3 入札担当課

区 分	担 当 課	電話番号	住 所
入札担当課	美里町総務課	0229-33-2103	遠田郡美里町北浦字駒米13番地 【本庁舎】
発注担当課	美里町水道事業所	0229-33-2775	遠田郡美里町青生字中ノ橋124番地 【美里町浄水場】

4 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所
設計図書等の閲覧	令和8年8月 6日（木）から 令和8年9月 4日（金）まで	遠田郡美里町北浦字駒米13番地 美里町総務課、美里町公式ホームページ
質 問 の 受 付	令和8年8月20日（木）から 令和8年8月21日（金）まで	遠田郡美里町北浦字駒米13番地 美里町総務課
回 答 書 の 閲 覧	令和8年8月26日（水）から 令和8年9月 4日（金）まで	遠田郡美里町北浦字駒米13番地 美里町総務課
入 札 書 受 付 締 切	令和8年9月 7日（月） （同日午後4時まで到達したものを有効とする。ただし、配達証明付郵便に限る。）	郵送先 〒987-8602 遠田郡美里町北浦字駒米13番地 美里町総務課
開 札	令和8年9月 9日（水） 午前10時00分から	遠田郡美里町北浦字駒米13番地 美里町役場3階小会議室
入 札 結 果 の 公 表	落札決定した日の翌日	遠田郡美里町北浦字駒米13番地 美里町総務課

- (注1) 上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。
- (注2) 設計図書等とは、当該業務に係る仕様書、図面及び契約条項等をいう。

- 5 入札参加時の提出書類
- 入札参加を希望する者は、以下の書類を配達証明付郵便にて提出するものとする。（持参は認めない。）
- (1) 入札書（消費税及び地方消費税、自賠責保険、登録諸経費等を含む金額）

(2) その他入札執行者が必要と認めた書類（担当者の名刺）
- 6 資格審査時の提出書類
- 入札執行者から開札後入札参加確認書類の提出を求められた落札候補者は、下記の書類を速やかに提出すること。
- (1) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(2) 納入実績等確認調書（様式第2号）【契約書等の納入実績が分かる書類の写しを添付】

(3) 指名停止確認調書（様式第3号）

(4) 委任状（代表者以外の者が、上記の書類を提出する場合）

(5) その他入札執行者が入札参加資格及び仕様確認のため必要と認めた書類
- ※上記の様式は、美里町公式ホームページよりダウンロードできる。
- 7 設計図書等の閲覧
- 設計図書等に関しては、美里町公式ホームページよりダウンロードできる。
- 8 その他
- (1) 本入札の応札者が1社の場合でも入札は有効とする。
なお、地方自治法施行令第167条の6第2項の規定により、入札に参加する資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 落札者は、7日以内に所定の契約書により町と物品購入を締結すること。

(3) その他の事項は、別紙「入札後審査郵送方式一般競争入札公告共通事項」に示すとおりとし、美里町公式ホームページにて閲覧できる。

(4) 本入札に関する規定は、「美里町建設工事執行規則」及び「美里町建設工事条件付一般競争入札及び指名競争入札参加心得」を準用するので、必読すること。
なお、条文中にある「建設工事」・「工事」を「物品」に読み替える。